

## 第3次しばた男女共同参画プランに基づく平成27年度事業計画書

### 目標Ⅰ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の方向1 仕事と生活の両立

施策の大綱（1）安心して子育て・介護ができる環境づくり

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	保育所等についての情報提供の充実	女性も男性も働きながら子育てができるよう、保育所等の入所についてなど、情報提供に努めます。	子育て情報の充実	保育所入所については、町ホームページ、子育て支援ガイドブックなどにより、常時お知らせしています。また、一斉募集の受け付け時期については、町お知らせ版に2回と町ホームページに掲載しました。	子ども家庭課
2	保育サービスの充実 ・乳幼児保育の充実 ・延長保育の拡充 ・緊急一時保育の検討 ・障害児保育の拡充 ・病児・病後児保育の検討	働く親の就労形態や就労時間の多様化に対応した保育の充実を図ります。	乳幼児保育の充実	保育体制・環境の改善に努めます。	子ども家庭課
			延長保育の充実	月曜日から金曜日の午後6時から午後7時まで延長保育を実施します。	
			ゆとりの育児支援事業	継続的な短時間勤務や短時間労働など勤務形態の多様化に伴う特定保育と、疾病や保護者のリフレッシュ等による一時保育を、船岡・西船迫保育所で行います。また、槻木保育所のゆとり保育室が完成したことから本年度から槻木保育所においてもゆとり保育を実施します。	
			障害児保育の充実	むつみ学園において、障がいを持つ又は発達に不安がある子どもに対し、日常生活の指導などの支援事業を行います。また、保育所でも「気になる子」の預かりを実施します。なお、保育所・むつみ学園とも定期的に臨床心理士による相談・指導を行い、保護者の負担軽減を図ります。	
			病児・病後児保育の検討	子ども・子育て支援事業計画により、病児・病後児保育の実施について調査を行います。	

3	学童保育事業の充実	放課後児童対策事業の充実を図ります。	放課後児童対策事業	子どもの居場所として、船迫こどもセンターを中心として4か所の児童館を実施します。また、町内5小学校区において、放課後児童クラブを運営し、保護者が留守となる家庭の児童へ遊びや学習の場を提供し、健全育成を図ります。	子ども家庭課
4	子育て支援センターの充実	子育ての相談や子育て中の親たちのネットワーク活動を支援します。	子育て支援センター事業	子育て家庭への育児相談や支援、子育てサークルへの情報提供及び事業支援、また、移動なかよし広場の開催により育児支援、町保育所や児童館の子ども達との交流等を行います。	子ども家庭課
5	介護サービスの充実	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等、在宅介護のサービスの充実を図り、介護者の負担軽減を図ります。	介護保険事業	介護保険制度に関する説明会の開催やパンフレットの配布、また、総合的な介護サービスの提供等を行います。	福祉課 社会福祉協議会との連携

#### 施策の大綱（2）ひとり親家庭に対する支援の充実

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	ひとり親家庭の経済支援	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の助成及び児童扶養手当の支給等を行い支援します。	母子・父子家庭医療費助成	ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図るため、母子・父子家庭、父母のいない児童を対象として医療費を助成します。	子ども家庭課
			児童扶養手当の支給	母子父子家庭等の生活の安定と自立の促進するため、18歳未満の子どもを監護している母・父、又は養育者に手当を支給します。	
2	相談体制の充実	民生委員・児童委員等による生活相談を充実させ、ひとり親家庭の支援を行います。	ひとり親家庭の相談・支援事業	民生委員・児童委員との連携により、ひとり親家庭の把握、相談、支援事業を行います。	福祉課 社会福祉協議会との連携
				家庭児童相談員や民生委員・児童委員との連携により、相談、支援を行います。	子ども家庭課

施策の大綱（3）高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくり

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	高齢者世帯の支援	民生委員等の活動を通じて支援を必要とする世帯を把握し、利用可能な各種サービスの周知や相談による支援を行います。	民生委員・児童委員等による相談事業	民生委員等による要支援者の把握や救急安心カード配布事業など各種サービスの利用促進、各種支援事業の情報の提供を行います。	福祉課 社会福祉協議会との連携
2	高齢者の健康支援	高齢者が自立した健康な生活を営めるよう健康診査の受診、医療費等の助成を行います。	各種検診、 健診事後指導、 食事相談、健康相談 健康教育、予防接種	・各種がん検診、結核・肺がん検診、基本健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、食事相談等を実施します。 ・高齢者肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチン予防接種（委託医療機関）を行います。	健康推進課
3	高齢者サークル活動等の支援	男女問わず高齢者が生きがいをもって生活できるよう、地域活動やスポーツ・レクリエーション活動等の促進に努めます。	高齢者教室	①槻木生涯学習センター ・豊齢者教室 ・初歩のシルバードダンス教室 ・お茶のまねえすか（改善センター） ②船岡生涯学習センター ・いきいき教室 ③船迫生涯学習センター ・豊齢者教室	生涯学習課
			高齢者サークル活動支援事業	高齢者が他者との交流を通し、生きがいを持った生活を送れるよう、活動の場の提供や送迎を実施します。	福祉課 社会福祉協議会との連携
4	障害福祉サービスの充実	障害のある方がその障害を補いつつ、自立した日常生活が送れるよう支援や相談体制の充実を図ります。	障害者相談事業	県南生活サポートセンター「アサンテ」等による各種サービスの情報提供や一般相談、苦情相談などを実施します。また、基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談について実施します。	福祉課

## 施策の方向2 仕事と地域・家庭生活のバランスの確保

### 施策の大綱（1）家庭生活における男女共同参画の推進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	「仕事と生活の調和」 (ワーク・ライフ・バランス) の普及・啓発	「仕事と生活の調和」の普及・啓発に取り組みます。	ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活のバランスを保つ優良事例などの情報収集を行い、ホームページなどを活用し、広く周知します。 また、連続休暇取得を促す「プラスワン休暇」キャンペーンについてもポスター掲示などで周知します。	まちづくり政策課
2	家庭教育講座の開催	家庭教育に関する学習機会を提供します。	子育て・親育ち講座	家庭における基本的な躾の重要性、親としての責任の自覚等について、小学校の保護者が集まる機会を利用し、子育て・親育ち講座を開催する。	生涯学習課
3	男性の家庭参画を促す講座等の充実	開催場所、時間等にも配慮した家事・育児・介護などの講座等を開催し、男女共同参画を促進します。	男性向け講座	父親の積極的な子育て参加を促し、遊び体験や他の父親と交流を深めながら子育てについて楽しく学ぶ講座を開催する。	生涯学習課

### 施策の大綱（2）地域における男女共同参画の促進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	男性の地域参画支援	定年等により退職した男性について地域活動等に参画できるよう支援します。	地域デビュー事業	定年退職する人々が、スムーズに地域活動へ参加するためのきっかけづくりと、様々な活動を通して生きがいを見つけ、「元気で地域に根差した生活」を送っていただくために、講座、研修等を開催する。	生涯学習課
2	各講座等開催時における託児の実施	子育て中の親が各種講座に参加できるよう事業実施の際には、託児の実施に努めます。	託児ボランティアの活用	講座や講演会などを開催する際は、子育て中の親も安心して参加できるよう、ボランティアを活用して託児の場の設置に努めます。	全課 社会福祉協議会との連携
3	ボランティア活動への支援	年齢・性別を問わず、ボランティア活動への参加を推進します。	各種ボランティア養成講座事業	育メン・育ジイ ボランティア講座として、安心して子育てができる環境づくりを推進するための担い手としての男性ボランティアを養成します。 開催日時：6月22日、29日、7月13日、24日、	福祉課 社会福祉協議会との連携

				27日の全5回 開催場所：柴田町地域福祉センター	
4	コミュニティ活動への 参画促進	町内会活動などをはじめ、さまざま地域活動に男女の参画を促進します。	コミュニティ組織の 育成 地域づくり支援事業	行政区における町内会活動等に女性の参画推進を図っていきます。 小学校区を1地区として活動を行っている、町内の地域づくり推進協議会4団体の事業運営に対し、支援を行う。	総務課 生涯学習課

### 施策の方向3 すべての人がいきいきと生活できるための健康づくり

#### 施策の大綱（1）性と生殖に関する健康と権利に関する意識の浸透

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	性と生殖に関する健康と権利の知識の普及	身体的性差を理解し、性と生殖に関する正しい知識の普及と意識の啓発に努めます。	国保保健事業 思春期保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>柴田高校で1学年生徒を対象に「性教育及び感染症」をテーマとして実施している講話の講師について斡旋を行います（宮城県産婦人科医会）。</li> <li>中学3年生を対象に家庭科授業の中で保育体験及び妊娠疑似体験学習を行います。</li> </ul>	健康推進課
				教育課程の中で学齢に応じて、正しい知識を学習していきます。	教育総務課
2	健康診査に対する情報提供及び健康診査の事業の充実	健康診査の内容の充実と受けやすい健康診査の日時や曜日の設定などに配慮し、実施します。	各種健康診査、 健康相談	各種がん検診、結核・肺がん検診、基本健康診査、青年期健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、骨粗しょう症健診、食事相談等を実施します。また、土曜日・日曜日や平日夜間にも健康診査を実施し、結核・肺がん検診については女性の日を設けるなど、女性に配慮した健康診査を進めます。	健康推進課

施策の大綱（２）母子保健の充実

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及	母子健康手帳の交付、家庭訪問等において、正しい知識の普及に努めます。	母子健康手帳交付 妊婦学級（ハロー☆ベイビーズの会） 産婦・新生児訪問	・妊娠した方に母子健康手帳の交付を週1回定例で交付します。定例の交付日に来所できない方へは随時に交付します。 ・妊婦及び妊婦の家族を対象にセミナーを開催します。 ・産婦・新生児の家庭を保健師または助産師が訪問し、保健指導を行います。	健康推進課
2	母子の健康支援	妊産婦への保健指導、乳幼児健康診査等の充実を図り母子の健康増進に努めます。	妊婦健康診査 乳児及び幼児健康診査、予防接種	・妊婦一般健康診査（委託医療機関、全14回）及び妊婦歯科健診（委託医療機関、全1回）を行います。 ・2か月児健診・8～9か月健診（委託医療機関）を行います。 ・4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診を各月1回実施します。 ・予防接種（BCG、4種混合、3種混合、不活化ポリオ、ジフテリア・破傷風、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン）を行います。	健康推進課
3	子ども医療費の助成	子育て家庭における経済的負担の軽減を図り、保健の向上に努めます。	子ども医療費助成	0歳から中学生までの子どもの通院と入院（入院時の食事療養費は除く）に係る医療費を無料とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。（一定の所得制限あり）	子ども家庭課
4	相談事業の充実	相談体制の充実を図り、妊娠・出産・子育て等の不安軽減及び不安解消に努めます。	1歳お誕生相談、乳幼児相談 訪問指導、面接指導	お誕生相談、乳幼児相談を各月1回実施します。また、必要に応じ、訪問指導や面接指導を行います。	健康推進課

施策の大綱（３）生涯を通じた心身の健康づくり

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	各種健康診査の実施	生涯にわたり年代に応じた各種の健康診査を実施し、健康管理	各種健康診査 健康相談	各種がん検診、結核・肺がん検診、基本健康診査、青年期健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、骨粗しょう症	健康推進課

		の促進に努めます。		健診、食事相談等を実施します。	
2	健康教室の開催	疾病予防や健康づくりについて健康教室を開催し、情報提供や知識の普及啓発に取り組みます。	生活習慣病予防運動教室	仙台大学と連携し、運動教室を開催します。（全6回）	健康推進課
			食生活改善推進員の育成研修	食を通じた健康づくり活動を推進する地区住民のリーダー育成のための研修を行います。（全10回）	
			各地区の健康教室	各地区の要望により実施します。	
			介護予防事業	要介護状態となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活を送れるよう、平成27年度は槻木地区の対象となる方に運動や口腔教室を実施します。	福祉課
3	健康相談の充実	心身の健康相談体制の充実を図ります。	こころの健康相談	精神保健指導医による相談を月1回行います。 保健師による相談を随時行います。	健康推進課

## 目標Ⅱ 雇用の場における男女共同参画の推進

### 施策の方向1 雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保

#### 施策の大綱（1）職場環境づくりの普及・啓発

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	関係機関と連携した男女雇用機会均等法等の普及・啓発	リーフレット等の窓口への備え付けなど、関係機関と連携し、普及・啓発を図ります。	男女雇用機会均等法等普及啓発事業		商工観光課
2	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知	リーフレット等の窓口への備え付けなど、関係機関と連携し、普及・啓発を図ります。	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知		商工観光課
3	セクシュアル・ハラスメントの防止対策の周知	関係機関と連携し、セクシュアル・ハラスメント防止のための情報提供に努めます。	セクシュアル・ハラスメント防止対策の周知		商工観光課

施策の大綱（２）育児・介護休業を取りやすい職場環境の整備

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	育児・介護休業制度の普及・啓発	関係機関と連携し、育児・介護休業制度の普及・啓発に努めます。	労働法の周知と啓発		商工観光課

施策の大綱（３）自営業や農林業等における女性の就業環境の改善

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	自営業等における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本としている商店等の自営業において、男女が対等に経営参画するための意識啓発に取り組みます。	自営業等における男女共同経営参加の推進		商工観光課
2	農産物等の生産や加工、販売などを行う女性グループの育成・支援	農産物等の生産や加工、販売などを行う女性グループの育成や支援を行い、農業経営者としての育成を図ります。	女性地場産振興会の支援	地産地消を推進することを目的に、産直活動や町主催行事等に参加協力します。 安心な地場産品を消費者に提供できるよう野菜等の生産に取り組みます。また、町の特産品ぜいたく味噌や柚子を使った加工技術の高度化に取り組む研修会を開催します。	農政課

施策の方向２ 多様な働き方への支援

施策の大綱（１）多様な働き方への情報の提供・相談体制の充実

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	多様な働き方への情報提供	就業者や町民へ向け、広報や町ホームページに男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等の周知を図ります。	ホームページ等を活用した就業に関する制度の周知	男性の育児休業取得の事例や働きやすい就労時間の設定に取り組んでいる企業などの情報を収集し、ホームページなどを活用して広く周知に取り組みます。	まちづくり政策課



2	労働時間の短縮等就業条件の普及・啓発	関係機関と連携し、多様な働き方が可能な労働時間の短縮等就業条件の普及・啓発に努めます。	労働法の周知と啓発		商工観光課
3	職場の問題、健康上の問題等に対応できる相談体制の充実	労働相談及び健康相談を実施する関係機関の相談窓口を、紹介・斡旋するとともに情報提供に努めます。	労働諸問題等に対応できる相談窓口の情報提供の充実	相談を受けた際は、内容に応じて保健所等の専門窓口を紹介します。	商工観光課
			健康相談窓口の情報提供の充実		健康推進課

### 目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶

#### 施策の方向1 暴力の根絶と早期発見

##### 施策の大綱(1) 家庭内暴力・性犯罪の根絶に向けた取組の推進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	DV相談窓口の周知、相談体制の充実	ドメスティック・バイオレンスの防止、早期発見のため、相談窓口の周知及び相談体制の充実に努めます。	「女性に対する暴力をなくす運動」の周知	お知らせ版や町ホームページに「女性に対する暴力をなくす運動」の記事を掲載し、周知を行います。	子ども家庭課
			DVの啓発と防止の推進	町ホームページにDV防止についての内容、相談通告先を掲載して啓発に努めます。	
			各種健診及び相談	健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提供を行います。	健康推進課
			町民相談事業	毎週水曜日に人権擁護委員による人権相談を行い、女性が抱える離婚やDV等の相談に応じ、関係機関と連携を図ります。	町民環境課
			民生委員・児童委員等による相談事業	生委員・児童委員と連携して、随時相談活動を行い、DVの早期発見のため、相談体制の充実に努めます。	福祉課
2	DV防止法の普及啓発	「ドメスティック・バイオレンス防止法」の普及啓発に努めます。	ホームページ等を活用した啓発	DV被害者には、自分がDVを受けているという認識が薄いということもあるため、ホームページにDVチェックシート	まちづくり政策課

		す。		をアップロードし、啓発を図ります。 また、近年では男性のDV被害や若者間で起こるデートDVなど、DV被害が多様化していることについても、紹介し周知を図ります。	
3	DVに対する支援体制の充実	関係機関との連携強化を図ります。(警察署・保健福祉事務所等)	DV相談・支援事業	お知らせ版、町ホームページに相談機関等を掲載し、関係機関と連携します。	子ども家庭課
			住民基本台帳法における支援措置	被害者から住民基本台帳事務における支援措置申出をうけ、住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付制限を行います。	町民環境課
4	人権の尊重	あらゆる暴力を根絶するため人権を尊重する意識の普及・啓発に努めます。	「人権教室」の開催及び高齢者への人権啓発活動	町内の小・中学校に出向いて、人権擁護委員による「人権教室」を開催します。また、高齢者通所施設で人権に関する講話等を実施し人権擁護の啓発に努めます。	町民環境課
5	セクシュアル・ハラスメント防止のための情報提供	セクシュアル・ハラスメントの防止対策のための情報提供に努めます。	ホームページ等を活用した啓発	セクシュアル・ハラスメントをしない、させない、されないための対策について、情報収集と提供を行います。 また、マタハラやパワハラ、モラハラといった他のハラスメント事例についても、同様に周知を図ります。	まちづくり政策課
6	性犯罪防止のための環境づくりの促進	防犯灯等の整備を計画的に推進し、夜間、安心して通行できる環境づくりに努めます。	防犯灯の整備	町が防犯灯整備を計画的に進めるとともに、地域(各行政区)については、協議・アドバイスしながら整備費の助成を行い、防犯灯整備を支援します。また、行政区や電気事業者等と連携し、防犯灯の修繕を効果的に進めます。	まちづくり政策課
7	自主防犯活動の支援	自治会や小・中学校PTA等の自主的な防犯パトロールや地域など関係機関・団体間の連携強化を図ります。	関係団体と連携した各防犯活動の実施	柴田町防犯協会、関係団体、自主防犯組織、大河原警察署などと連携し、犯罪防止の強化に努めます。また、防犯ボランティア団体等を対象にした地域安全マップ作製指導者養成講座の実施、地域計画に基づいて各行政区で取り組む自主防犯活動への支援など、地域の安全を守る活動を促進します。	まちづくり政策課
			スクールガード養成講習会開催	通学路等で子どもたちを見守るスクールガードの資質向上のため、研修会を開催します。	教育総務課

施策の大綱（２）児童や高齢者への虐待防止対策の推進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	虐待の防止	児童虐待、要介護者虐待の防止について、意識の啓発を図ります。	児童虐待の啓発と防止の推進	1 1月の児童虐待防止月間にあわせて、お知らせ版、町ホームページに記事を掲載し、啓発と防止に努めます。	子ども家庭課
			各種健診及び相談	健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提供を行います。	健康推進課
			民生委員・児童委員・地域包括支援センター、基幹相談支援センターによる相談事業	民生委員・児童委員による情報収集や、地域包括支援センター、基幹相談支援センターによる相談業務により虐待の早期発見に努めます	福祉課
2	育児相談の充実	育児に不安や悩みのある家庭に対し、保健師等による相談体制の充実を図ります。	各種健診及び相談 訪問指導	各種健診や相談事業において、支援が必要な方に対し、面接指導や訪問指導を行います。また、専門的な相談にも対応します。	健康推進課
			子育て相談事業	子ども家庭課内に、家庭児童相談員を配置し、週3日相談業務を行い、必要に応じケース会議を開催。子育て支援センターでも相談事業を実施します。	子ども家庭課
3	介護相談の充実	介護の不安や悩みごとの相談体制の充実を図ります。	地域包括支援センター事業	船迫地区の相談拠点を残したまま、新たに船岡地区に地域包括支援センターを移設し、既存の槻木地区の3拠点にて相談体制の充実を図ります。	福祉課
			各種健診及び相談	健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提供を行います。	健康推進課
4	虐待に対する支援体制の充実	関係機関（警察署・保健福祉事務所等）との連携強化を図るとともに、民生委員等の活動を通じて支援を必要とする世帯を把握し、必要な情報提供及び早期発見、早期対応を図ります。	関係機関との連携強化	通常の相談業務の中で得た情報を必要な各関係機関と連携しながら、早期発見、早期対応に努めます。	福祉課
			各種健診及び相談	健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提供を行います。	健康推進課
			要保護児童対策地域協議会の設置	個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議を適宜開催し、支援体制の強化に努めます。	子ども家庭課

## 目標Ⅳ 防災復興分野での男女共同参画の推進

### 施策の方向 1 防災分野における女性の参画の拡大

#### 施策の大綱 (1) 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	防災計画作成等における女性の参画促進	防災計画作成等にあたり、積極的に女性の声を反映できる仕組みを検討します。	防災会議に女性委員の意見の反映	平成27年度の地域防災計画見直しにおいて、防災会議等に婦人防火クラブ・地域婦人会等代表者6名の委員から、女性の意見を反映させます。	総務課

#### 施策の大綱 (2) 災害弱者の視点に立った防災マニュアル・防災体制づくり

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	災害弱者の視点に立った防災マニュアルの見直し及び防災体制づくり	災害時における多様なニーズに対応できるよう、災害弱者の視点を取り入れた防災マニュアル・防災体制づくりに努めます。	災害弱者支援の充実	平成27年度の地域防災計画見直しにおいて、災害弱者支援のために、防災マニュアル・防災体制づくりに努めます。	総務課

#### 施策の大綱 (3) 地域における防災意識の向上、自主防災組織及び女性リーダーの育成

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	女性の積極的な参加を促す学習機会の拡充	緊急時の対処法、復興時の体制等に関する知識の普及・学習機会の拡充を図ります。その際、女性の参加を促進し、災害時・復興活動における女性リーダーの育成に努めます。	防災訓練・防災研修会の開催	婦人防火クラブ、婦人会の総会等において、防災訓練の意義・実施方法等の話し合いをもち、訓練に積極的に参加してもらい、防災女性リーダーの育成を図っていきます。	総務課
2	自主防災組織の育成	自主防災組織の育成に努めるとともに、自主防災組織への女性の参画を促進します。	防災研修会の開催	防災出前講座等を開催し、自主防災組織の育成と併せて自主防災組織への女性の参加の促進に努めます。	総務課

施策の方向2 復興・復旧分野における女性参画の拡大

施策の大綱(1) 女性の意見を反映した復興計画の作成

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	災害復興についての女性の意見の集約と、計画への反映	災害復興についての女性の意見を集約し、復興計画に反映するしくみづくりを推進します。	女性の自主防災組織への参加の促進	自主防災会の研修会や防災訓練において、女性の参加を依頼しました。また、婦人防火クラブの役員会、理事会においても、自主防災組織への積極的な参加を促進します。	総務課

施策の方向3 国際的な防災協力における男女共同参画

施策の大綱(1) 国際的な防災協力における女性の参画推進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	国際的な防災協力についての情報提供	海外における防災活動に女性の参画を推進するため、様々な手段による情報提供を行います。	災害時の国際基準を用いたワークショップの導入	避難所の運営など、災害時の国際基準であるスフィア・プロジェクトの考え方を用いたワークショップを、柴田町で実施するためのファシリテーター養成に取り組みます。	まちづくり政策課

目標V あらゆる分野での男女共同参画の促進

施策の方向1 男女平等の意識づくり

施策の大綱(1) 職場・学校・地域・家庭等における社会制度や慣行の見直し

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	男女共同参画の情報提供	広報や町ホームページを利用して、男女共同参画に関する情報を提供し、意識啓発に取り組みます。	広報誌やホームページ等を活用した情報提供	広報誌やホームページなどを活用して、男女共同参画について、特に男女共同参画週間や女性の暴力をなくす運動などのキャンペーン情報を周知し、意識啓発に努めます。	まちづくり政策課
2	男女共同参画の視点に立った表現の推進	町が発行する広報誌やホームページなどにおいて、男女共同参画の視点に立った表現に留意し、情報提供に努めます。	男女共同参画の視点に立った表現の推進	広報誌やホームページにて情報提供する際は、固定的な性別イメージにならないよう職員への周知に努めます。	全課
3	講演会等の開催	町民一人ひとりの意識改革と行	男女共同参画推進講	男女共同参画の推進のため、男女共同参画の視点を盛り込ん	まちづくり政

		動を促すため、講演会等を開催します。	座の開催	だ講座を開催し、意識啓発を図ります。町民が参加しやすいよう、特に子育て世代が参加しやすいよう託児に配慮します。	策課
--	--	--------------------	------	---	----

## 施策の大綱（２）男女平等についての教育・保育の推進と学習の充実

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	男女平等教育・保育の推進	男女平等の視点にたった生活指導・進路指導及び保育の充実に努めます。 また、性別にかかわらず職業観を養えるよう職場体験学習を実施します。	職場体験学習	3 中学校において、性差によらない職業観醸成のため職場体験学習を実施します。	教育総務課
			男女平等保育の推進	子どもが性別にとらわれず、それぞれの個性や可能性を發揮できるような保育の実施に努める。	子ども家庭課
2	学校における人権尊重の視点からの性教育の推進	児童・生徒が対等の立場で、お互いの性を尊重し、人権を尊重し合う関係を育てる学習機会の充実を促進します。	自他の生命尊重教育の推進	低学年から発達段階に応じて生命の連続性や誕生について学習し、自他の生命尊重の意識を育てます。	教育総務課

## 施策の方向２ あらゆる分野での女性の参画促進

### 施策の大綱（１）政策・方針決定過程への女性の参画促進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	審議会等の女性参画の促進	審議会などにおける委員の女性の登用率の向上に努めます。	審議会などへの女性登用の推進	女性登用率の目標値（30%）を周知、意識啓発するとともに、改選時などにおける女性登用率の向上に努めます。	全課
2	町職員の女性登用の推進	能力や適性に応じた女性の管理職等への登用に努めます。	女性職員の積極的登用	能力や適性に応じた女性の管理職等への登用に努めます。	総務課
3	町職員の研修の実施	職員の研修会において、男女共同参画社会の視点を盛り込んだ研修の実施に努めます。	職員研修の検討	人事評価研修において、女性ならではの目標設定やイメージの持ち方、男女共同参画社会の視点を盛り込んだ評価者研修の内容を検討します。	総務課

			ポータルサイトを活用した意識啓発	ポータルサイトを活用し、職員向けに男女共同参画の視点について情報提供するなど意識啓発に努めます。	まちづくり政策課
--	--	--	------------------	--	----------

施策の大綱（２）職場・学校・地域・家庭その他の分野における意思決定過程への女性の参画促進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	地域や企業等における女性参画の促進	地域や企業等の意思決定過程における女性の参画について、意識啓発に努めます。	女性リーダー育成に関する研修等の情報提供	女性リーダーになりたいというような意識啓発を目的に、職場で活躍する女性による講演会を開催します。	まちづくり政策課
2	女性団体人材情報の整備、育成	地域でさまざまな活躍を展開している女性の人材情報を収集・提供するとともに、育成に努めます。	女性団体などの情報整備	婦人防火クラブや婦人会などの団体を把握し、町が実施する男女共同参画推進事業や、その他関係団体が実施する有意義な研修情報を直接提供するよう努めます。	まちづくり政策課
			学習団体・人材バンク	様々な知識や技能をもつ地域の名人や達人、団体の情報を収集し、学習団体・人材バンクへの登録を行い、講習会等への情報提供を行う。	生涯学習課
			女性団体の活動支援及び育成	各種婦人団体連絡協議会及び地域婦人会の活動支援及び、研修会等を開催し、人材育成を図る。	

（３）国際的視野に立った男女共同参画の推進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	情報の収集と提供	国際的な視野を持つことができるよう情報の収集や提供に努めます。	国際的な男女共同参画事例等の情報収集と提供	国や県、その他関係機関が実施する国際活動の情報収集に努め、その情報はホームページ等を活用し広く提供します。	まちづくり政策課